

次ページに  マークについて、より詳しく見ることができます

<税務>

賃上げ税制控除額

5年間の繰越

注1

が可能になります！

注2



注2



※内容のご質問等については、TEL 0258-36-2684 担当 和田守、佐山 まで

※配信中止等のお問い合わせは、ホームページ <https://www.3d-m.jp/contact/others/>

開催セミナーのご案内

●無料セミナー●対面形式にて開催

令和6年10月11日(金) 時間:10:00~11:30 会場:パートナーズPLAZA

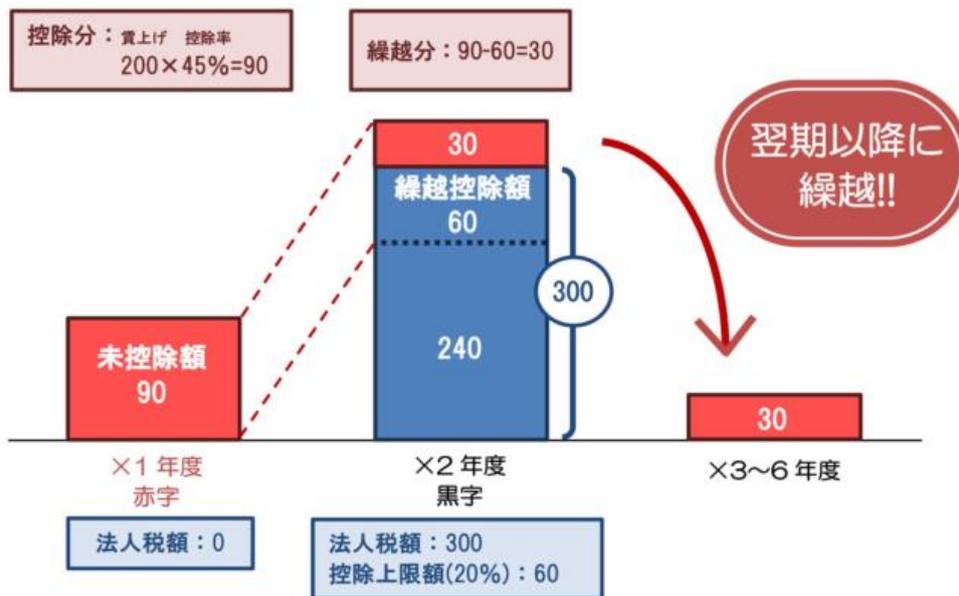
内容:「労使関係の移り変わり」

講師:砂山法律事務所 弁護士 砂山 雅人

現在は雇用関係に基づくビジネスライクな関係が主流になっています。

改めて、法律や裁判例に基づき、労使関係のポイントを確認しませんか？

例：



注 1 適用期間…令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度
「賃上げ促進税制」とは雇用者の給与支給額が前年より増加した場合、
増加額の最大45%を法人税から控除できる制度です。

適用期間…令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

注 2 要件等：

【必須要件】

全雇用者の給与等支給額 1.5%増 →15%
// 2.5%増 →30%

【上乗せ要件】

教育訓練費 前年度費 5%増 →+10%
くるみん(子育てサポート企業)以上 or えるぼし(女性活躍推進企業)二段階目以上→+5%
必須条件と上乗せ要件をすべて満たせば最大45%控除となります。

税額控除額の計算は、全雇用者の前事業年度から適用事業年度の給与等支給額の増加額に
税額控除率を乗じて計算されます。控除上限額は法人税額等の20%です。